

逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部改正について

1 改正の趣旨

会計年度任用職員制度の導入に伴い、新地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第1項を改正し、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことに伴い、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものである。

2 改正の内容

- (1) 給料を支給される職員に係る具体的な補償基礎額の算定方法については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とする。（第4条第5号関係）
- (2) 第4条について、総務省が示す条例（案）と同様な規定とする。
- (3) その他字句等の整理を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日

## 逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第 7 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和43年 2 月20日 逗子市条例第 7 号</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条第 1 項及び第 3 項並びに第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、<u>身体障害</u>又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（職員）</p> <p>第 2 条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び協議会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第 1 条第 1 項に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>（1） 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者</p> <p>（2） <u>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）</u>の適用を受ける者</p> <p>（3） 逗子市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年逗子市条例第19号）の適用を受ける者</p> <p><u>（補償基礎額）</u></p> <p>第 4 条 この条例で「補償基礎額」とは、法第 2 条第 4 項から第10項まで及び地方</p>	<p>逗子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和43年 2 月20日 逗子市条例第 7 号</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条第 1 項及び第 3 項並びに第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、<u>障害</u>又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>（職員）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>逗子市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年逗子市条例第11号）</u>の適用を受ける者</p> <p>（3） （略）</p> <p><u>（補償基礎額）</u></p> <p>第 4 条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該</p>

公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第3条第1項から第6項までの規定を準用し、市長が定める額とする。

（傷病補償年金）

第7条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

- （1） 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- （2） 当該負傷又は疾病による身体障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の障害の等級に該当すること。

2 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。

（障害補償）

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が

各号に掲げる額とする。

- （1） 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額
- （2） 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額
- （3） その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）
- （4） 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額
- （5） 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

（傷病補償年金）

第7条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、傷病補償年金として、その状態が継続している期間、別表第1に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給する。

- （1） （略）
- （2） 当該負傷又は疾病による障害の程度が、別表第1に定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

2 （略）

（障害補償）

第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、治ったとき、別表第2に定める第1級から第7級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が

存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償等の制限)

#### 第9条 (略)

2 市長は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(遺族補償年金)

#### 第11条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級の身体障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2 (略)

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

存する期間、同表に定める障害等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの障害等級に該当する障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

(休業補償等の制限)

#### 第9条 (略)

2 市長は、正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき、休業補償を受ける者にあつては10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができる。

(遺族補償年金)

#### 第11条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、別表第2の第7級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあること。

2 (略)

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数（遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。）の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額（55歳以上の妻又は第1項第4号に規定する状態\_\_\_\_\_にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額）

(2)～(4) (略)

第12条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き第11条第1項第4号に規定する状態にあるときを除く。）。

(6) 第11条第1項第4号に規定する状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）。

2 (略)

附 則

(経過措置)

2 この条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（この条例の適用日前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の適用日以後に身体障害がある状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(他の法令による給付との調整)

22 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった身体障害又は死亡について次の

(1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額（55歳以上の妻又は第1項第4号に規定する障害の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額）

(2)～(4) (略)

第12条 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至ったときは消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

(1)～(4) (略)

(5) 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き前条第1項第4号に規定する状態にあるときを除く。）。

(6) 前条第1項第4号に規定する状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については職員の死亡の当時60歳以上であったとき、子又は孫については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は職員の死亡の当時60歳以上であったときを除く。）。

2 (略)

附 則

(経過措置)

2 この条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に職員が公務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（この条例の適用日前の公務上の負傷又は疾病によりこの条例の適用日以後に障害\_\_\_\_\_がある状態となり、又は死亡した場合を含む。）におけるこれらの災害に係る補償については、なお従前の例による。

(他の法令による給付との調整)

22 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害\_\_\_\_\_又は死亡について次の

表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった身体障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

## 別表第1（第7条の2関係）

備考 この表に定める等級に応ずる身体障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の別表第2の例による。

表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

## 別表第1（第7条の2関係）

備考 この表に定める等級に応ずる障害に関しては、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の別表第2の例による。